

令和元年6月定例会議案概要

・第44号議案 越谷市監査委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市監査委員井上茂平氏の任期満了（令和元年（2019年）6月29日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏名：井上茂平（いのうえ・もへい）

略歴：税理士

越谷市代表監査委員

・第45号議案 越谷市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市公平委員会委員澤田裕二氏の任期満了（令和元年（2019年）7月6日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏名：澤田裕二（さわだ・ゆうじ）

略歴：社会保険労務士

越谷市公平委員会委員長

・第46号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員島村憲子氏の任期満了（令和元年（2019年）9月30日）に伴い後任委員候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの

《後任委員候補者》

氏名：島村憲子（しまむら・のりこ）

略歴：元越谷市立出羽小学校長

人権擁護委員

・第47号議案 越谷市税条例等の一部を改正する条例制定について

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

(1) 個人市民税関係

① 未婚のひとり親に係る非課税措置《令和3年1月1日から施行》

児童扶養手当の支給を受けており、前年合計所得金額が135万円以下である未婚のひとり親（単身児童扶養者）を非課税措置の対象に追加するもの

② 住宅借入金等特別税額控除制度における控除期間の特例《公布の日から施行》

令和元年（2019年）10月1日から令和2年（2020年）12月31日までの間に消費税率10%により住宅を取得・入居した場合の住宅借入金等特別税額控除の期間を3年間（10年間→13年間）延長し、令和15年度までとするもの

(2) 法人市民税関係《令和2年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度分から適用》

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等は電子申告が義務付けられるが、電気通信回線の故障等により電子申告が困難な場合は、書面による申告書の提出を可能とするもの

(3) 軽自動車税関係

① 環境性能割税率の臨時的軽減措置《令和元年10月1日から施行》

令和元年（2019年）10月1日から令和2年（2020年）9月30日までの間に取得する自家用乗用車に係る環境性能割※の税率を1%軽減するもの

※ 環境性能割の課税標準 新車：販売価格

中古車：新車販売価格×経過年数に応じて総務大臣が定める割合

② 不正認定による環境性能割税率の軽減に係る不足額の賦課徴収の特例

不正を行った自動車製造者等を納税義務者とみなして軽減税額分である不足額（10%加算した額）を賦課徴収するもの《令和元年10月1日から施行》

③ 種別割グリーン化特例（軽課制度）

ア 適用期限を2年延長し、令和元年度・2年度中の新規取得車両について軽課税率を適用するもの《令和元年10月1日から施行》

イ 適用対象車両を電気軽自動車・天然ガス軽自動車である自家用乗用車に限定し、令和3年度・4年度中の新規取得車両について軽課税率を適用するもの

《令和3年4月1日から施行》

(4) 固定資産税関係《公布の日から施行》

高規格堤防の整備事業による建替家屋に係る固定資産税の減額措置の創設に伴い、その適用を受けるための規定を整備するもの

・第48号議案 越谷市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の改正を行うもの。公布の日から施行

・第49号議案 越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について

(1) 土木手数料関係《公布の日から施行》

建築基準法の一部が改正されることに伴い、土木手数料を新設するもの

項 目	手数料の額
用途地域における特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転についての許可申請に係る審査手数料	120,000円
日常生活に必要な建築物で、居住環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられているものの用途地域における建築についての特例許可申請に係る審査手数料	140,000円
前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合における、当該壁面線を越えない建築物等の建蔽率に関する制限の適用除外等に係る許可申請に係る審査手数料	33,000円
1の既存不適格建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請及び全体計画の変更の認定申請に係る審査手数料	27,000円
建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の許可申請に係る審査手数料	120,000円
建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する場合の許可申請に係る審査手数料	160,000円

(2) 消防手数料関係《令和元年10月1日から施行》

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることに伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に係る審査手数料の額を政令による標準額と同額に引き上げるもの

項 目	現 行	改定後
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満のもの	1,580,000円	1,590,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満のもの	1,940,000円	1,950,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満のもの	2,260,000円	2,270,000円

・第50号議案 越谷市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

工業標準化法の一部が改正されること等に伴い、所要の改正を行うもの

(1) 日本工業規格（JIS）が日本産業規格（JIS）に改められることに伴う条文整備

《令和元年7月1日から施行》

(2) 住宅用防災機器の設置が義務付けられている共同住宅、一般住宅等に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合は、住宅用防災機器の設置を免除するもの

《公布の日から施行》

・第51号議案 越谷市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例制定について

子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。令和元年10月1日から施行

(1) 幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額を0円とするもの

認定区分	施設	利用者負担額 (基本の保育料)
1号認定 (3歳以上・教育認定)	幼稚園 認定こども園(教育部分)	0円
2号認定 (3歳以上・保育認定)	保育所 認定こども園(保育部分)	
3号認定 (3歳未満・保育認定)	保育所 認定こども園(保育部分) 地域型保育	市町村民税非課税世帯0円

(2) 幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の利用に際し、虚偽の文書の提出等をした保護者、事業者等に対し、10万円以下の過料を科すもの

・第52号議案 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されたことに伴い、省令に従い、同様の改正を行うもの。公布の日から施行

(1) 連携施設（家庭的保育事業者等に対して連携協力を行う施設）の確保義務の緩和

	現 行	改正後
代替保育※1	幼稚園 保育所 認定こども園	幼稚園 保育所 認定こども園 小規模保育事業者(A型・B型)等
卒園後の受け皿※2	幼稚園 保育所 認定こども園	幼稚園 保育所 認定こども園 定員20人以上の認可外保育施設等

※1 代替保育・・・家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。

※2 卒園後の受け皿・・・家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（3歳未満）を、当該保育の提供の終了に際して、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供することをいう。

(2) 連携施設の確保義務の適用猶予期間を5年延長し、令和7年（2025年）3月31日までとするもの

(3) 家庭的保育事業における食事の提供に係る搬入施設の追加

	現 行	改正後
搬入施設	① 連携施設(幼稚園、保育所、認定こども園) ② 同一・関連法人の運営する小規模保育事業所等	① 連携施設(幼稚園、保育所、認定こども園) ② 同一・関連法人の運営する小規模保育事業所等 ③ <u>保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、利用乳幼児の発達段階に応じた食事の提供等ができる者等</u>

・第53号議案 越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付利率及び保証人について所要の改正を行うもの。公布の日から施行し、平成31年4月1日以後に生じた災害から適用

	現 行		改正後	
利 率	据置期間中(3年)	無利子	据置期間中(3年)	無利子
	据置期間経過後	年3%	据置期間経過後	無利子
保証人	要		不要	

・第54号議案 越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について

地方自治法施行令の一部が改正され、指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務が、都道府県から中核市へ移譲されたことに伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるもの。公布の日から施行

・第55号議案 越谷市固定系デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について

- (1) 契約の目的：越谷市固定系デジタル防災行政無線整備工事
- (2) 契約の方法：総合評価一般競争入札による契約
- (3) 契約金額：8億8,175万3,400円
- (4) 履行期限：令和3年(2021年)3月25日
- (5) 契約の相手方：日本電気株式会社 関東甲信越支社
- (6) 設備の概要：親局設備(一式)、再送信子局設備(一式)、屋外拡声子局設備(一式)、戸別受信機設備(一式)、発令判断支援設備(一式)、防災アプリ(一式)、避難所Wi-Fi設備(一式)、テレビ会議システム設備(一式)

・第56号議案 越谷市森林環境譲与税基金条例制定について

森林環境譲与税の創設に伴い、森林の整備及びその促進に関する施策の実施に資するため、基金を設置するもの。公布の日から施行

・第57号議案 越谷市立川柳小学校校舎増築工事（建築）請負契約の締結について

(1) 契約の目的：越谷市立川柳小学校校舎増築工事（建築）

(2) 契約の方法：総合評価一般競争入札による契約

(3) 契約金額：3億6,960万円

(4) 履行期限：令和2年（2020年）9月30日

(5) 契約の相手方：高元建設株式会社

(6) 構造：鉄筋コンクリート造 4階建

(7) 規模：1階 251.27㎡

2階 251.27㎡

3階 251.27㎡

4階 246.06㎡

計 999.87㎡

《参考》電気設備：太洋電設工業(株) 7,180万4,700円

機械設備：(株)協和設備 1億54万円

・第58号議案 令和元年度越谷市一般会計補正予算（第1号）について

【問合せ】総務部法務課

電話 048-963-9130